

豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価
方法書に対する知事意見

平成 17 年 7 月 14 日

国土交通省 中部地方整備局
設楽ダム工事事務所

豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価方法書に対する
意見（平成17年4月27日）

環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項について十分に検討することにより適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。

また、環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合などにおいては、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

1 共通事項

- (1) 当該事業については、事業の計画の検討の経緯を踏まえ、より確実性の高い環境影響評価を実施し、その結果を事業の計画、環境保全措置の検討、施工時の環境への配慮等に反映すること。
- (2) 事業内容の具体化に当たっては、環境保全対策に関する最新の情報を考慮して、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境負荷の低減について検討すること。
- (3) 事業内容の具体化に当たっては、ダムの湛水や貯水位変動によりダム周辺における斜面の崩壊あるいは地すべりの発生が懸念されることから、地盤環境への影響について配慮すること。
- (4) 工事計画の検討に当たっては、低公害型の建設機械等の使用など、環境負荷の低減に配慮すること。
- (5) 準備書の作成に当たっては、調査・予測・評価の地域及び地点の設定根拠を具体的に記載すること。

また、水環境、植物、動物及び生態系の調査・予測・評価の対象とする地域については、必要に応じ拡大すること。

2 大気質

- (1) 工事の実施に伴う粉じん等の予測・評価に当たっては、建設機械の稼働に加え工事用車両の走行に伴う影響についても対象とすること。
- (2) ダムの建設は、ダム堤体の工事、原石採取の工事など複数の工事が実施され、かつ、長期間にわたることから、予測対象時期を複数設定するなど、工事の区分ごとに粉じん等の影響を適切に予測・評価すること。

3 振動

建設機械の稼働に伴う振動の予測・評価に当たっては、現況を把握し、適切に行うこと。

4 水質

工事中の河川の水質汚濁についての予測・評価に当たっては、下流での水道水・農業用水の取水等を踏まえ、適切に実施すること。

5 動物、植物、生態系

- (1) 方法書に記載されている植物の既往現地調査のうち、平成11年度以前の結果は、調査精度に検討を要する点があることから、平成13年度及び平成14年度の結果と区別して整理すること。
- (2) 植物の調査結果の記載に当たっては、植生や林相等の現況についても、具体的に記載すること。
- (3) 動物、植物及び生態系の予測・評価に当たっては、専門家の意見を聴くなどし、最新の知見に基づき行うこと。

6 景観

景観の予測・評価に当たっては、主要な眺望地点からの眺望景観のみならず、身の回りの景観への影響としての^{いによろ}困繞景観についても適切に把握して行うこと。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

ダム堤体の下流には、「オシドリ^の里」と呼ばれている場所があるので、事業実施に伴う影響を適切に予測・評価すること。

8 廃棄物等

ダム建設事業の建設工事に伴い、伐木等で発生する廃棄物の状況を適切に把握し、予測・評価すること。

9 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民などの意見について十分な検討を行うこと。
- (2) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、住民などにわかりやすい内容となるような方策を検討し、実施すること。